平成２４年（フ）第４８３号
熊本県熊本市南区富合町釈迦堂676―16、商業登記上の住所熊本県阿蘇郡西原村大字布田字境塚995番地１
破産者　有限会社真田ステンレス研磨
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第８１号
大分県佐伯市宇目大字小野市3031番地４
破産者　株式会社赤嶺組
１　決定年月日　平成24年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
北海道北見市留辺蘂町松山19番地８
破産者　マルキチ産業有限会社
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
北海道北見市三楽町126番地23
破産者　有限会社友和測地
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２号
福島県相馬市日下石字諏訪187番地
破産者　株式会社いそべや
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第７９号
福島県西白河郡中島村大字吉岡字大泉坊山８番地の１
破産者　株式会社東栄衣料
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第７７０号
横浜市中区末吉町１丁目３番地
破産者　株式会社福寿企画
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７６号
横浜市磯子区東町10番４－１Ｆ
破産者　有限会社ＧＲＡＮＴ
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４２号
横浜市中区本牧原21番５―801号
破産者　株式会社洋光商会
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１８号
神奈川県平塚市東中原２丁目19番１号
破産者　有限会社桐山商店
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１３号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目５番７号
破産者　有限会社騎士興業
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３７号
愛知県豊田市美里５丁目18番地12
破産者　株式会社マイホーム愛知
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第２号
和歌山県東牟婁郡串本町西向39番地
破産者　山本　隆造
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１０５号
大分市中央町２丁目３番16号
破産者　有限会社大塚薬品
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
沖縄県うるま市石川3412番地１　ビューテラス東山305号
破産者　田中　義雄
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４５号
沖縄県中頭郡北谷町美浜９番地７
破産者　有限会社Ｙ．タナカ＆カンパニー
１　決定年月日　平成24年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５９号
東京都大田区大森北３丁目２番４―501号エステート大森、旧住所東京都品川区北品川４―８―33　御殿山ハウス417号室
破産者　浅利　友香
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
さいたま市南区南浦和２丁目44番１号　一ツ木ビル403号室、破産手続開始決定時の住所さいたま市南区南浦和３丁目24番26棟105号
破産者　土井　正之
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３２号
埼玉県川口市戸塚東３丁目２番12号
破産者　小島　勝也
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５５号
埼玉県川口市安行出羽３丁目12番12号　コーポ山田101号
破産者　杉本　勝造
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係